

第 7 6 号議案

令和 4 年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 8 条第 1 項の規定により、
令和 4 年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算を提出する。

令和 4 年 8 月 3 1 日

新宮町長 長 崎 武 利

令和４年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算

令和４年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１，５４４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１６，４１６千円とする。
- ２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

令和４年８月３１日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	繰入金	46,021	496	46,517
	1 一般会計繰入金	46,021	496	46,517
5	繰越金	1	1,048	1,049
	1 繰越金	1	1,048	1,049
歳 入 合 計		114,872	1,544	116,416

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	簡易水道費	105,014	1,544	106,558
	1 事業費	105,014	1,544	106,558
歳 出 合 計		114,872	1,544	116,416

1 総括
(歳入)

1 総括
(歳入)

[illegible]

[illegible]

2	歳入	
4	款 繰入金	496千円
1	項 一般会計繰入金	496千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 46, 021	千円 496	千円 46, 517
計	46, 021	496	46, 517

5	款 繰越金	1, 048千円
1	項 繰越金	1, 048千円

1 繰越金	1	1, 048	1, 049
計	1	1, 048	1, 049

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	千円 496	一般会計繰入金 千円 496

1 繰越金	1, 048	前年度繰越金 1, 048

3	歳	出	
1	款	簡易水道費	1,544千円
	1	項	事業費
			1,544千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 事業費	千円 105,014	千円 1,544	千円 106,558	千円	千円	千円	千円 1,544
計	105,014	1,544	106,558	0	0	0	1,544

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	千円 1,544	千円 修繕料 526 光熱水費 1,018